

川崎市立片平小学校いじめ防止基本方針

令和2年度 学校経営方針

学校教育目標

風になろう わになろう かたひらの子
なかよく語り合い協力しあう、
豊かな人間性をはぐくむ教育

○学び続ける子 ○考えて実行する子 ○やさしくたくましい子

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領 等

- ・かわさき教育プラン
- ・キャリア
在り方生き方教育

重点目標

○学び続ける子

学ぶ楽しさを味わいながら、自分を高め、個性を伸ばしていく力を育てる。

○考えて実行する子

主体的に人と関わり、協働する力を育てる。

○やさしく
たくましい子

豊かな心と健やかな体で、人としてよりよく生きる力を育てる。

学校経営の方針と具体的な取組

○確かな学力の育成

- ・楽しくわかる授業の実践
- ・基本的・基礎的な知識・技能の習得
- ・問題解決的な学習を通して思考力・判断力・表現力の育成
- ・言語活動を通じた主体的・対話的で深い学びの実践
- ・体験活動の充実

○子どもと共に築く学校

- ・子ども一人ひとりの活躍の場の確保
 - ・児童が主体的に活動できる場の充実
- 学級活動
学年行事
学校行事
委員会活動
クラブ活動
異学年交流

○豊かな心の育成

- ・いじめや仲間外れのない温かな学校の実現
- ・人権教育週間の設定
- ・道徳教育の充実
- ・自己肯定感・自尊感情の向上推進
- ・効果測定・かわさき共生*共育プログラムの実施
- ・キャリア在り方生き方教育の推進
- ・児童支援 CO.を核とした組織的な児童支援体制の取組

○健やかな心身の育成

- ・体育学習の充実
- ・キラキラタイムの計画的な取組
- ・休み時間等の日常的な運動の推奨
- ・学級活動や体育科による健康や食に関する指導

○開かれた学校づくり

- ・学年、学校だより、HP等による学校教育活動の積極的な情報配信
- ・地域教育力・地域素材の有効活用
- ・家庭や町内会、自治会との連携
- ・学校教育推進会議・学校評価の活用

○安心・安全な学校づくり

- ・避難訓練や防犯・防災教育への取組
- ・清掃活動・環境整備による清潔・安全な環境作り
- ・通学路の安全点検、登下校指導等による児童安全対策の強化
- ・PTA、町内会、自治会との連携

○教職員の資質向上

- ・児童理解、児童指導に関する研修の充実
- ・授業改善に向けた授業研究会の充実
- ・教員の不祥事防止に関する研修の充実

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行

われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施を行います。

（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせます。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

② いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられます。

〈自殺の背景調査における留意事項〉

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考

とします。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施

を提案します。

- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意します。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めます。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。

6 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任
学年主任、個別級主任、養護教諭、
児童支援コーディネーター

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・総括教諭
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・児童支援コーディネーター
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・児童支援コーディネーター
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・児童支援コーディネーター
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・道徳主任
- ・人権教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・人権教育担当
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・児童支援コーディネーター

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・児童支援コーディネーター
- 1年・・・・・・・・学年主任 2年・・・・・・・・学年主任
- 3年・・・・・・・・学年主任 4年・・・・・・・・学年主任
- 5年・・・・・・・・学年主任 6年・・・・・・・・学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・児童支援コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・児童支援コーディネーター

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携・・・・・・・・代表委員会担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・総括教諭
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・児童支援コーディネーター、総括教諭

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・児童支援コーディネーター
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・児童支援コーディネーター

7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針・重点目標・年間計画の確認 構成員の確認・役割分担 いじめの未然防止、早期発見・早期対応方等についての研修 かわさき共生*共育プログラムの取組について 校内人権教育週間の取組 <p style="text-align: right;">情報交換</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 学校生活アンケート集計について
6	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 学校生活アンケート結果を受けての対応について・第1回効果測定の実施・検証【児童生徒指導点検強化月間】の取組→各クラスでいじめついて話し合う。 携帯、スマートフォン教室実施 いじめ防止標語の募集(代表委員会)・ポスター制作 校内人権教育週間の取組
7	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 教育相談週間の実施 夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 いじめの防止対策に関する研修会 校内人権教育週間の取組
9	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 学校生活アンケート集計について 前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 学校生活アンケート結果を受けての対応について 校内人権教育週間の取組
11	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> 第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 学校生活アンケート集計について 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 校内人権教育週間の取組
1	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 学校生活アンケート結果を受けての対応について 第2回効果測定実施・検証
2	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 今年度の反省→学校評価への反映 校内人権教育週間の取組
3	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・委員会活動（募金運動、声かけ運動）

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動